

訪問看護ステーションほんわかご案内

(介護予防)訪問看護

・指定訪問看護の事業は自宅で療養されている方の支援や、心身機能の維持・回復を図る為の療養上のお世話、また、ご家族の不安や負担を軽く出来るように、安心とより快適な生活のお手伝いをいたします。

・かかりつけ医師の指示で訪問しますので、常に連絡を取りながら、療養上必要なサービスが受けられるよう、地域の保健師や福祉関係の方との連絡もお手伝いいたします。

【利用対象者】

・要支援または、要介護の認定を受けられた方は介護保険で利用できます。

・その他、医療保険での訪問看護も提供しています。
※いずれも主治医が訪問看護の必要性を認めることが必要です。

【訪問看護の内容】

- ・病状の観察
- ・清潔の援助（入浴・清拭等）
- ・食事の援助
- ・排泄の援助
- ・床ずれ等の処置・点滴注射・カテーテル類管理
- ・リハビリ訓練
- ・介護指導、生活指導
- ・家族の健康管理
- ・介護相談

【営業日時】

- ・月～日曜日 8：30～17：00
（全時間帯とも緊急時はこの限りではありません）

【利用料金】

① 基本料金（1割負担の場合）

基本料金×月間訪問回数と加算料金（1ヶ月）との合計が自己負担となります。

（1日あたり/円）

時間	要介護	要支援
20分未満	313円	302円
30分未満	470円	450円
30分以上1時間未満	821円	792円
1時間以上1時間30分未満	1,125円	1,087円

※ 准看護師の場合 100分の90で算定します。

※ 早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～20:00）は125%
深夜（22:00～6:00）は150%の割増料金となります。

※ 2人以上による訪問看護行う場合、30分未満は254円、30分以上は402円加算します。

※ 1時間30分以上の訪問看護を行う場合、300円加算します。

※ サービス提供体制強化加算を算定する場合、6円加算します。

※ 2割・3割負担の方は、管理者までお尋ねください。

② 加算料金（1割負担の場合）

緊急時訪問看護加算 574円/月

初回加算 300円/月

特別管理加算（Ⅰ） 500円/月

特別管理加算（Ⅱ） 250円/月

ターミナルケア加算 2,000円/月

※ 医療保険利用の場合は、お持ちの保険等により料金が異なります。

※ 利用料金は1ヶ月分を翌月20日に口座引落としさせていただきます。

（毎月10日頃に請求書を発行いたします）

医療法人厚生会
訪問看護ステーションほんわか

☎ 21-7531 FAX 21-7532

米子市茶町25番地